

令和8年度真室川町技能向上支援事業

就職のための資格取得、従業員教育のための研修会開催・受講・資格取得を支援します。

補助対象者

1. 求職者・個人事業者の場合

対象者：町内に住所を有し、町税の滞納がない求職中の方、又は個人で事業を営む方

対象資格：就職または職務上必要とする資格又は免許等で、国等の他の補助金を受けていないもの

対象経費：講習等の受講料、教材費、受験料、免許登録料

補助金額：対象経費の1/2(1,000円未満切り捨て。1年度につき上限100,000円)

2. 事業者の場合

対象者：町内に主たる事業所を有する事業者、又は町民を従業員として雇用している町外事業者で、税金の滞納がない事業者

対象事業：以下の①～③のうち、事業者が経費を負担するもので、国等の他の補助金を受けていないもの

対象事業①：従業員に、職務上必要となる資格又は免許等を取得する事業

対象事業②：従業員に、職務上必要となる技能取得のため、研修会等を受講させる事業

対象事業③：従業員に、職務上必要となる技能取得のため、研修会等を開催する事業

対象経費：講習等の受講料、教材費、受験料、免許登録料、研修会等の受講料、旅費及び宿泊費、研修会等を実施するための会場借上料、講師の謝金

※町外事業者の方は、真室川町民の従業員分のみが対象経費となります。

補助金額：対象経費の1/2

(1,000円未満切り捨て。1年度につき事業①～③を合わせて上限100,000円)

申請期限

令和9年3月31日まで

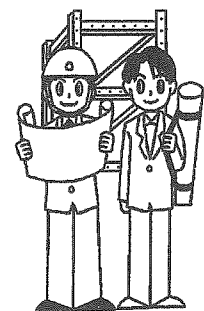
手 続 き

1. 補助申請

補助金交付申請書に必要な書類を添えて提出ください。

2. 交付決定

提出いただいた書類を審査の上、交付決定通知を送付し、指定口座へ入金します。



そ の 他

詳しくは、真室川町公式ホームページでご確認ください。

なお、手続きに必要な書類は上記ホームページにてダウンロードできます。

※ご不明な点がございましたら、下記あてにお問い合わせください。
 ※右記QRコードより真室川町公式ホームページもご覧いただけます。
 企画課産業交流係 Tel.62-2050 (内線223・224)



真室川町産業振興事業をご活用ください【令和8年度版】

町では、事業者に対し「真室川町産業振興条例」による奨励措置を講じ、産業の振興と町民の雇用機会の拡大を図っています。

(※産業振興条例による奨励措置を受ける場合は、**事前に事業者指定が必要**となります。)

【奨励措置の内容】

奨励金区分	奨 励 措 置
用地及び建物取得奨励金 【新設・増設】	用地取得価格の30%相当額、建物取得価格の10%相当額 ※用地・建物合わせ1,000万円を限度とします。 ※適用期間は事業者指定の日から10年以内です。
操業奨励金 【新設・増設・移設】	土地、建物、機械設備等の固定資産税相当額及び町民税(法人税均等割額)相当額 ※過疎地域の持続的発展の支援に関する固定資産税課税免除条例(令和3年条例第16号)の規定により免除を受けた場合には、その金額を控除した残額について適用します。 ※適用期間は、操業開始後の投下固定資産の額に応じ、以下のとおりです。 投下固定資産額500万円以上・・・課税年度から5年以内 投下固定資産額500万円未満・・・課税年度から3年以内
雇用奨励金 【新設・増設・移設】	常用雇用者1人につき30万円 ※町内に居住する常時雇用者を1年以上雇用し、町民の常用雇用者が増員となる場合に限りです。 ※奨励金助成の適用は、常時雇用者1人1回限りです。
厚生施設整備奨励金 【新設・増設・移設】	福利厚生施設整備費の50%以内の額または150万円のいずれか低い額 ※福利厚生施設とは従業員への慰安・娯楽等の便宜を図るための施設をさします。 ※町内に雇用者の福利厚生に資する施設を整備した場合に限りです。 ※適用期間は、事業所指定日から10年以内です。
その他の奨励金 【新設・増設・移設】	町長が特に必要と認める施設の設置に要する経費の50%以内の額または100万円のいずれか低い額 ※適用期間は、事業所指定日から10年以内です。

【事業者の指定基準】

指 定 基 準	奨励金区分
◎次のすべてに該当する場合 (1) 投下固定資産額が、300万円以上(既設事業場の場合は200万円以上)のとき (2) 常時雇用者が、3人以上新規雇用又は増員となる時(増設、移設の場合をのぞく)	用地及び建物取得奨励金 操業奨励金 雇用奨励金 厚生施設整備奨励金 その他の奨励金
◎新たに町民の常時雇用者の増員を計画している企業であって、次のいずれかに該当する場合 (1) 町内事業者にあつては、既に3人以上の町民の常時雇用者がいる (2) 町外事業者にあつては、既に10人以上の町民の常時雇用者がいる	雇用奨励金 その他の奨励金

＜お問い合わせ先＞ 真室川町企画課 産業交流係 ☎0233-62-2050 (内線222・223)

※右記にありますQRコードよりLINEを登録していただき真室川町公式ホームページをご確認ください。

